

別添

非常放送設備取替業務仕様書

- 1 業務名称 県立博物館非常放送設備取替業務（以下「本業務」という。）
- 2 業務場所 鳥取市東町二丁目124番地 鳥取県立博物館（以下「委託施設」という。）
- 3 業務期間 契約締結日（決裁日）から令和8年1月31日まで
- 4 業務の内容
 - (1) 委託設備
ラック形非常放送設備 一式
 - (2) 業務内容
非常用放送設備の老朽化に伴い、ラック形非常放送設備一式を更新する。詳細は添付図面の通りとする。
 - ①既設ラック形非常放送設備（1架）を撤去・更新すること。
ただし、ラック内の次の機器は移設再用とする。詳細は図面のとおり。
（移設再用機器：Jアラート設備、プログラムICレコーダー、ラジオチューナーユニット、屋外スピーカ切替スイッチ）
 - ②更新前後のラック内外機器間の配線系統図を作成すること。
特にラック外の既設配線を十分確認すること。
（ラック外配線：火災報知設備受信機、館内スピーカ、屋外スピーカ、講堂ローカルスピーカ（割込）、Jアラート、FM、ページング（配線のみ）等）
 - ③更新前に、委託設備の放送系統と撤去・移設再用機器に係る放送設定を確認すること。
更新後、更新・再用機器に係る動作確認・放送区域の確認を行うこと。
 - ④更新に伴い必要となる所轄消防署等官公署への協議・届出・検査対応を行うこと。また、非常放送に係る内容に変更が生じる場合、発注者へ協議の上、所轄消防署に確認を行うこと。
 - ⑤非常放送の動作について、更新による音声変更の内容については発注者と協議し決定すること。なお、特注音声が必要な場合は、別途協議とする。
- 5 特記事項
 - (1) 諸法規の遵守
本業務に適用される関連法令を遵守すること。
また、鳥取県環境管理システムの環境方針に沿って、環境負荷の低減に努めるとともに省資源、省エネルギーに配慮すること。
 - (2) 共通仕様
本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の建築保全業務共通仕様書（令和5年版）による。
 - (3) 業務責任者、技術者
受注者は、消防設備士甲種第4類の資格を有するものを、業務責任者として1名選任し、業務責任者選任通知書（様式第1号）により発注者に通知すること。
なお、法令及び仕様書等で資格による作業規制のあるものについては、有資格者がその作業を行わなければならない。
 - (4) 業務工程
受注者は、業務工程について発注者と十分協議し承諾を得た上で作業を行うこと。
本業務の実施に当たっては、委託施設の運営に支障を生じないように行うとともに、事故の起こらないように細心の注意を払うこと。運営の支障となる作業は原則休館日または時間外に行うこと。
 - (5) 業務完了通知書、検査及び委託料の支払
ア 受注者は、4の業務を完了した時は、完了の日から30日以内に報告書（機器仕様書・取扱説明書、保証書、配線系統図・設定表、試験成績書、官公署協議・届出、更新前後写真等を取り

まとめたもの)を発注者に1部提出し、全ての業務完了後には遅滞なく業務完了通知書(様式第2号)を発注者に提出し、発注者の検査を受けるものとする。

イ アの検査合格後、受注者は発注者に請求書を速やかに提出し、発注者は正当な請求書を受理してから30日以内に、受注者に請求に係る委託料を支払うものとする。

(6) 養生及び後片付け

本業務の履行に当たり、既存部分を汚染又は損傷するおそれのある場合は、適切な方法で養生を行うものとし、業務完了後には、作業部分の後片付け及び清掃を行うものとする。

なお、受注者の責めにより既存部分を汚染又は損傷した場合は、既成にならい補修すること。第三者に損害を与えた場合は賠償を行うこと。

(7) 光熱及び水道等の利用

本業務に必要な光熱及び水道等の利用は、事前に発注者の承諾を得て無償で利用できる。

また、本業務のために来館する際は、委託施設の駐車場を利用できる。

(8) その他

ア 業務に必要な資料の閲覧

委託設備等の状況を自ら確認し、適法に業務を行うこと。これに必要な発注者の保管している資料(各種図面、関係届出書類)については、受注者の要望により委託施設において閲覧に供するので受注者において確認のこと。

6 一般共通事項

(1) 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

(2) 秘密の保持

ア 受注者は、本業務の履行に関して知り得た事項を第三者に漏らし、又は発注者の承認を受けずに資料等を第三者に閲覧させてはならない。

イ 受注者は、本業務に従事する者並びに(3)の規定により本業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人に対してアの規定を遵守させなければならない。

ウ 発注者は、受注者がア及びイの規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し本業務に係る契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

エ アからウまでの規定は、本業務に係る業務期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

(3) 再委託の禁止

ア 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。

イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの再委託の承認をしないものとする。ただし、(ア)、(イ)又は(オ)に該当する場合で、特段の理由がある場合にはこの限りでない。

(ア) 再委託の契約金額が本件業務に係る委託料の額の50パーセントを超える場合

(イ) 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合

(ウ) 行政機関の許可を受けた者が行う必要のある業務について、その許可を受けていない者への再委託を行う場合

(エ) 行政機関の登録を受けた者又は行政機関への届出を行う必要のある業務について、当該業務に係る登録を受けていない者又は当該業務に係る届出をしていない者への再委託を行う場合

(オ) 鳥取県内に本店又は支店(営業所、出張所等を含む。)を有しない者への再委託を行う場合

(4) 調査等

発注者は、必要があると認めるときは、本業務の処理状況について調査し、受注者に対して報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

(5) 仕様書遵守に要する経費

この仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

(6) 疑義

この仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合は、受注者発注者協議の上で定めるものとする。

(様式第 1 号)

業務責任者選任通知書

鳥取県立博物館長 片山 暢博 様

次のとおり業務責任者を選任したので通知します。

令和 年 月 日

受注者 住 所
 商号又は名称
 代 表 者 氏 名

業 務 名 称	県立博物館非常放送設備取替業務
業 務 場 所	鳥取市東町二丁目 1 2 4 番地 鳥取県立博物館
業 務 期 間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
業務責任者氏名	

(様式第 2 号)

業務完了通知書

鳥取県立博物館長 片山 暢博 様

次のとおり業務が完了したので通知します。

令和 年 月 日

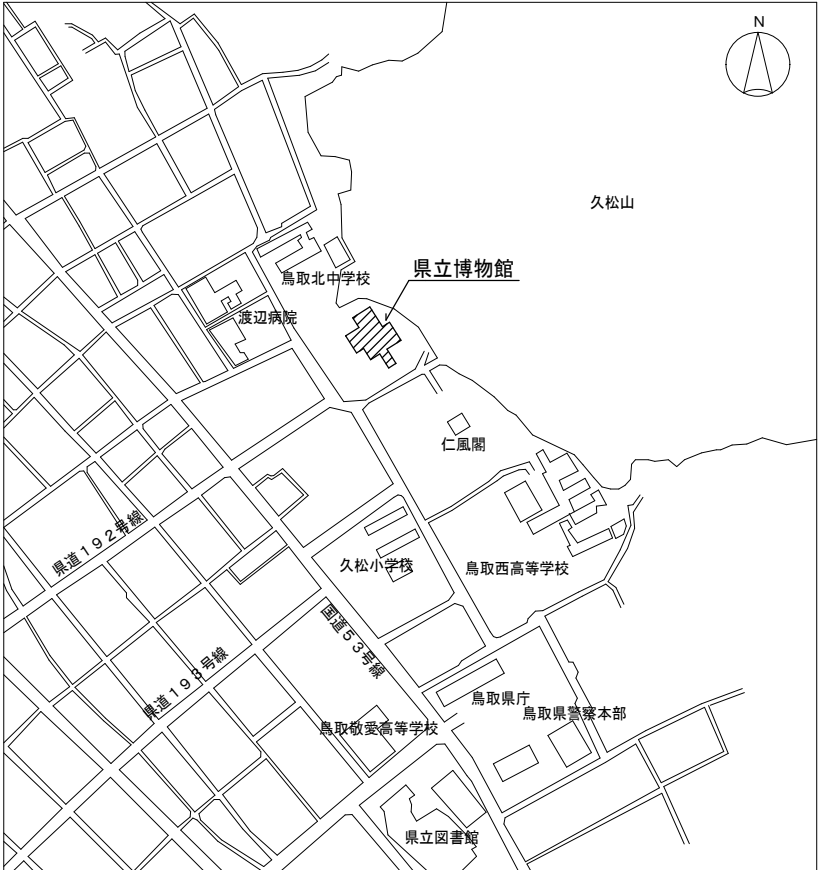
受注者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

業 務 名 称	県立博物館非常放送設備取替業務
業 務 場 所	鳥取市東町二丁目 1 2 4 番地 鳥取県立博物館
業 務 期 間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
業 務 委 託 料	金 円 (うち消費税及び地方消費税の額 金 円)
業務完了年月日	令和 年 月 日

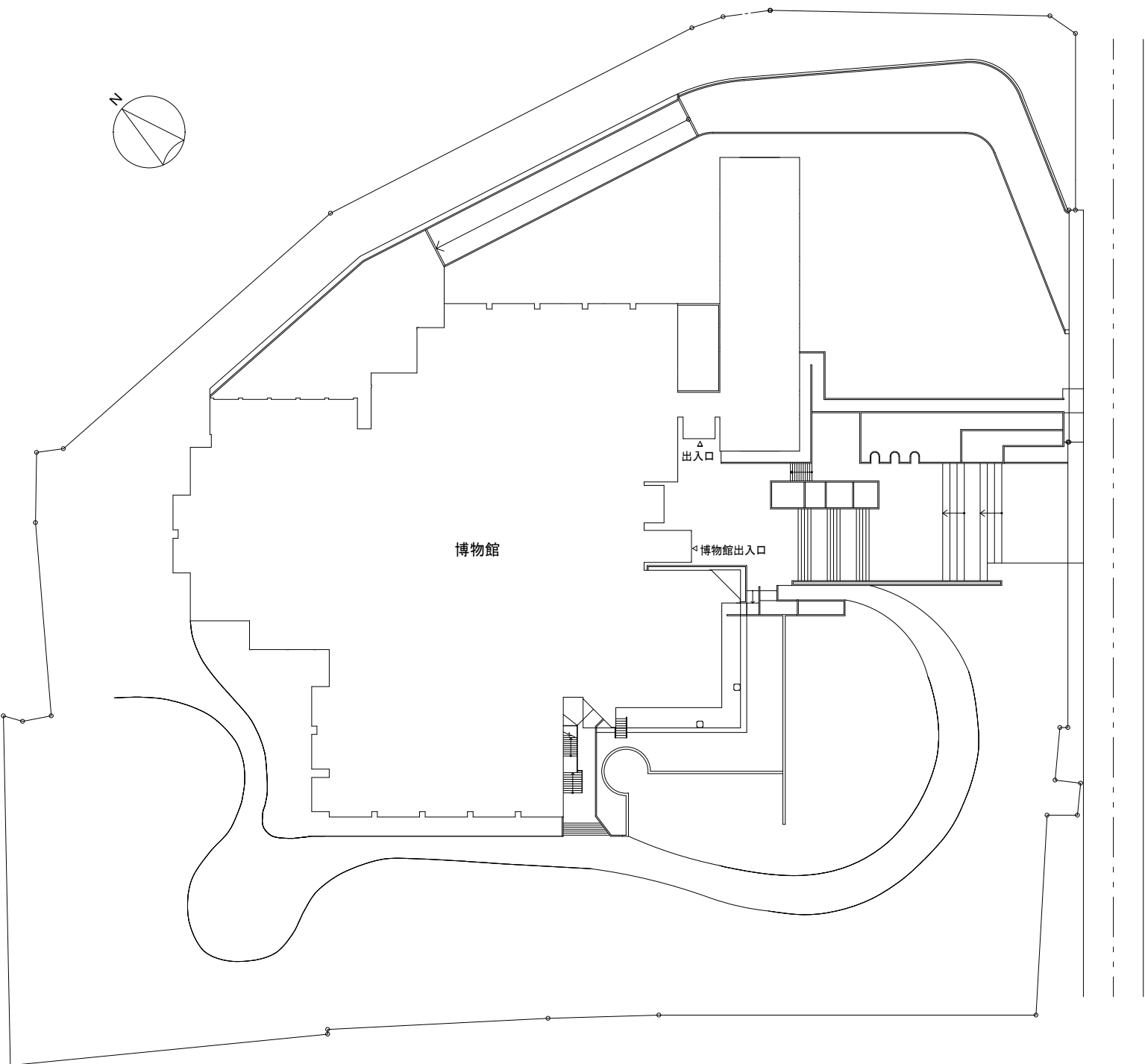
県立博物館非常放送設備取替業務

図 面 リ ス ト

図面No.	図 面 名 称	縮 尺
E-01	表紙、図面リスト	—
E-02	付近見取図、配置図	—
E-03	非常放送設備系統図	—
E-04	1階平面図	1/250
E-05	非常放送設備機器 参考姿図	1/10



付近見取図



配置図 S=1:500

業 務 概 要

非常用放送設備の老朽化に伴い、ラック形非常放送設備一式を更新する。

（業務内容）

（１）既設ラック形非常放送設備（１架）を撤去・更新すること。

ただし、ラック内の次の機器は移設再用とする。詳細はE-05参照のこと。

（移設再用機器：Ｊアラート設備、プログラムＩＣレコーダー、ラジオチューナーユニット、屋外スピーカ切替スイッチ）

（２）更新前後のラック内外機器間の配線系統図を作成すること。特にラック外の既設配線を十分確認すること。

（ラック外配線：火災報知設備受信機、館内スピーカ、屋外スピーカ、講堂ローカルスピーカ（割込）、Ｊアラート、ＦＭ、ページング（配線のみ）等）

（３）更新前に、委託設備の放送系統と撤去・移設再用機器に係る放送設定を確認すること。

更新後、更新・再用機器に係る動作確認・放送区域の確認を行うこと。

（４）更新に伴い必要となる所轄消防署等官公署への協議・届出・検査対応を行うこと。

また、非常放送に係る内容に変更が生じる場合、発注者へ協議の上、所轄消防署に確認を行うこと。

（５）非常放送の動作について、更新による音声変更の内容については発注者と協議し決定すること。

なお、特注音声が必要な場合は、別途協議とする。

（報告書）

業務を完了した時は、次の図書を取りまとめた報告書を提出すること。

○機器仕様書・取扱説明書、保証書、配線系統図・設定書、試験成績書、官公署協議・届出書類、着工前後写真等



鳥取県立博物館

CHECK DRAW SCALE DATE

No Scale 2025. 6

工 事 名 称

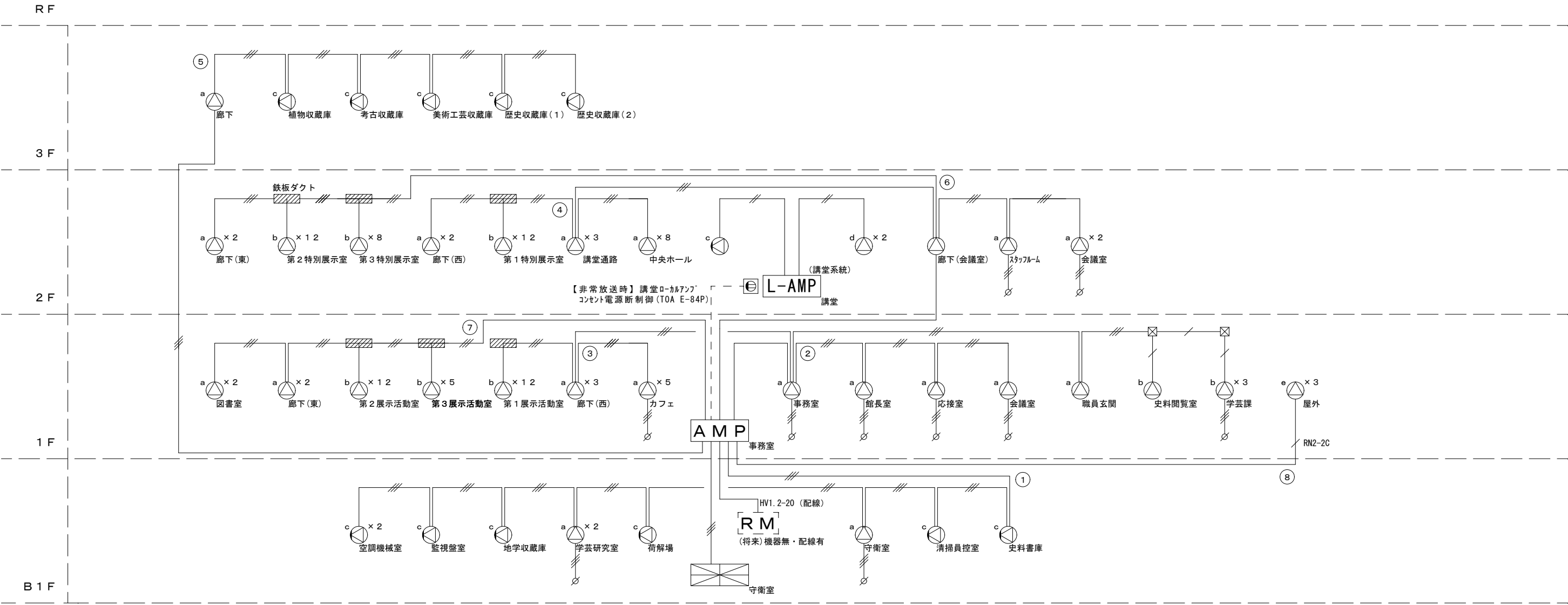
県立博物館非常放送設備取替業務

図 名

付近見取図、配置図

年 度 図面番号

R07 E-02



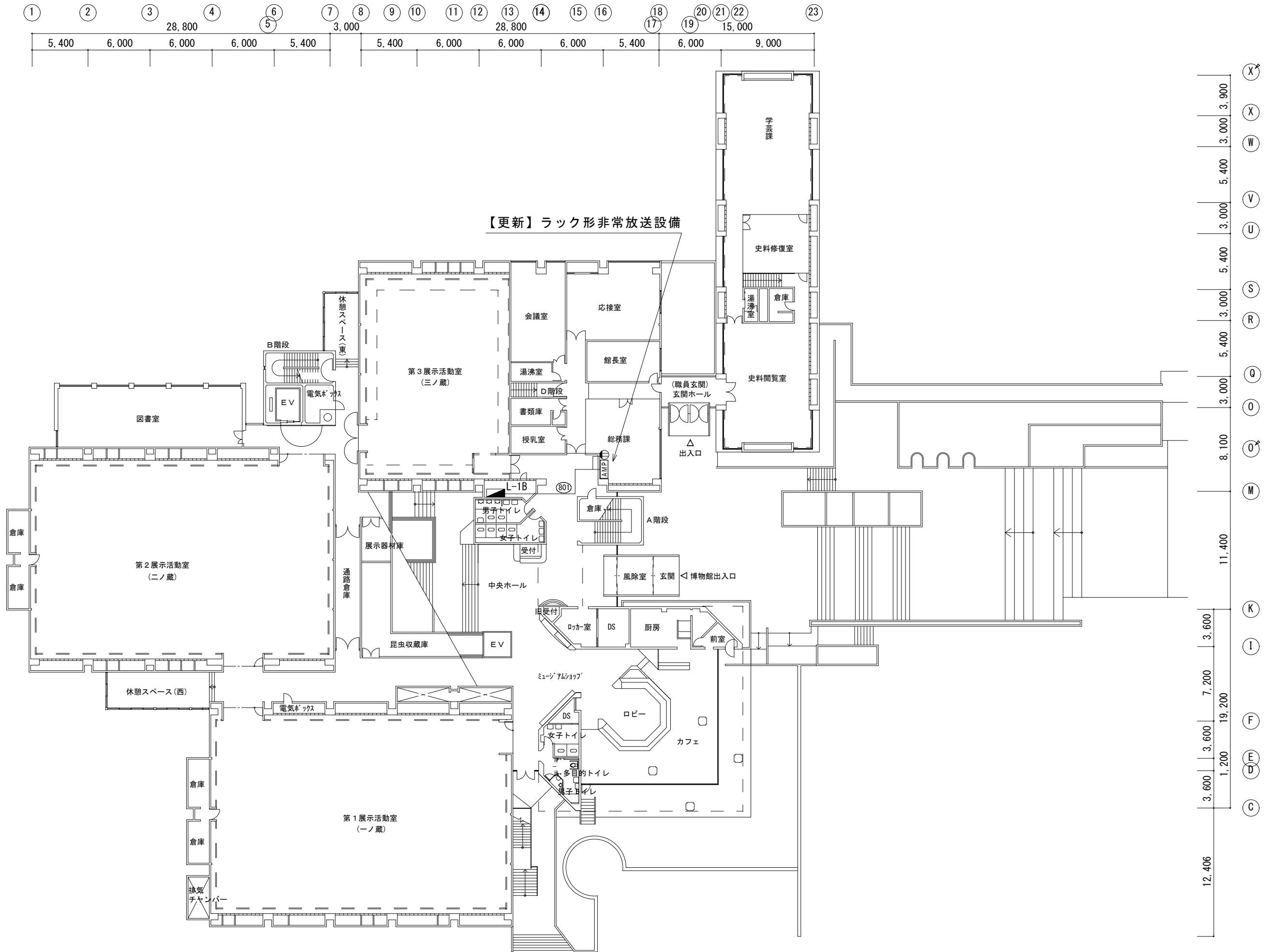
【 凡 例 】

記 号	
AMP	【更新対象】ラック形非常放送設備
L-AMP	講堂系統ローカル放送設備
⊠	自動火災報知設備受信機
RM	リモコンマイク(現状機器無し：将来増設用配線のみ有り)
特記なき配管配線はHIV1.2(19)	

【 拡声系統 】

	更新前		更新後(案)
①	B 1 階系統	①	B 1 階系統
②	1 階事務・学芸系統	②	1 階事務・学芸棟系統
③	A 棟 D 棟 1 階系統	③	1 階 A 棟 D 棟系統
④	A 棟 D 棟 2 階系統	④	1 階 B 棟 C 棟系統
⑤	3 階系統	⑤	2 階 A 棟 D 棟系統
⑥	B 棟 C 棟 2 階系統	⑥	2 階 B 棟 C 棟系統
⑦	B 棟 C 棟 1 階系統	⑦	3 階系統
⑧	屋外系統	⑧	屋外系統

※更新後の接続時に、選択操作性を考慮した名称・順番に整理すること。
必要に応じ、系統名称は変更可能。
動作試験時、系統選択と対象スピーカが合致していることを確認すること。
また、講堂系統への割込設定を確認すること。



鳥取県立博物館

CHECK DRAW SCALE DATE

A2:1/250 2025. 6

工 事 名 称

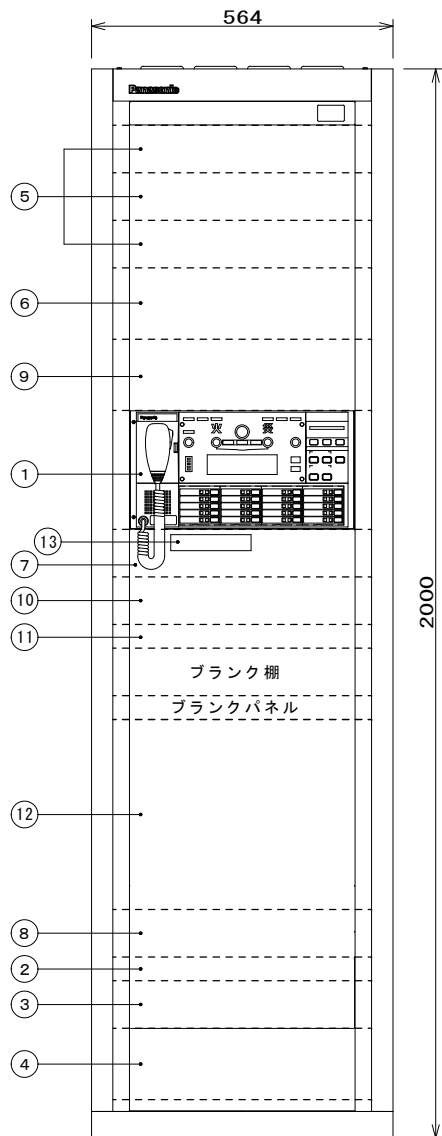
県立博物館非常放送設備取替業務

図 名

1 階平面図

年 度 図面番号

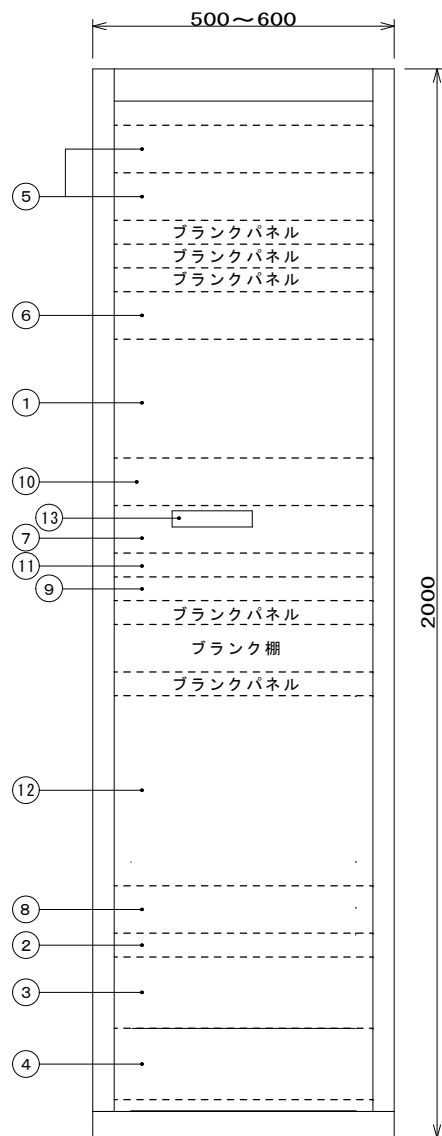
R07 E-04



ラック形非常放送設備（更新前）

【 構 成 】

	機器名称	数量	機 種	備 考
	ラック形非常放送設備	1	WL-7500	撤去（更新）
①	非常操作ユニット	1	WK-800	撤去（更新）
②	電源制御ユニット	1	WU-L60A	撤去（更新）
③	入出力制御ユニット	1	WU-R50	撤去（更新）
④	増設用出力制御ユニット	1	WU-R52	撤去（更新）
⑤	電力増幅ユニット（120W）	3	WU-P52	撤去（更新）
⑥	モニターユニット	1	WU-M11	撤去（更新）
⑦	ミキサーユニット	1	WU-M60A	撤去（更新）
⑧	非常用電源ユニット	1	WP-570B	撤去（更新）
⑨	6回路プログラムタイマー	1	TD9101	撤去（不使用）
⑩	屋外スピーカ切替スイッチ	1	2 路ロータリスイッチ	移設再用
⑪	プログラムICレコーダー	1	WZ-PT340	移設再用
⑫	Jアラート設備	1	受信機・UPS等	移設再用
⑬	ラジオチューナーユニット	1	WU-T60B	移設再用



ラック形非常放送設備（更新後）

【 構 成 (参 考) 】

	機器名称	数量	機種（参考）	備 考
	ラック形非常放送設備	1	WL-8500A	更新
①	非常操作ユニット	1	WK-ER500A	更新
②	電源制御ユニット	1	WU-L62	更新
③	入出力制御ユニット	1	WU-ER550	更新
④	増設用出力制御ユニット	1	WU-ER552	更新
⑤	電力増幅ユニット（360W）	一式	WU-PD182×2台	更新
⑥	モニターユニット	1	WU-MT130	更新
⑦	ミキサユニット	1	WU-MU160	更新
⑧	非常用電源ユニット	1	WP-570B	更新（蓄電池含む）
⑨	G P S タイムサーバー	1	TSV-500GP	新設
⑩	屋外スピーカ切替スイッチ	1	2 路ロータリスイッチ	移設再用
⑪	プログラム I C レコーダー	1	WZ-PT340	移設再用
⑫	J アラート設備	1	受信機・UPS等	移設再用
⑬	ラジオチューナーユニット	1	WU-T60B	移設再用
	ブランクパネル・棚	2		移設再用
	ブランクパネルまたは通気パネル	一式		新設（1 U × 4 程度）

※更新・新設機器の機種は上表を参考とし、その定格仕様は下表のとおりとする。
なお、上表参考機種と同程度の仕様であり、かつ更新前の現在の性能に十分に満たすものであれば、他機種へ変更可能とするので、受注後発注者へ協議すること。
（変更例：「更新」としている機器①～⑧について、FS-2500型の同等品機器に変更）

【 更新・新設機器 定格仕様（ 参 考 ） 】

総合 定格	電源	AC100V 50／60Hz
	定格出力	360W
	放送回線数	20回線（現状8回線）
①	自火報連動	連動、連動一斉
	免報連動	免報連動、免報連動停止
	免報火災切換	免報、火災
	音声警報音	第1シグナル、第2シグナル、免報放送、火災放送、非火災放送
	音声言語	「日本語」および「日本語＋英語」の切替は必須
	出火階情報	50個以上（地下1階～3階、E.L.V.、階段他）
	音声入力	マイク、ミキサー、チャイム、レコーダー等
	操作	非常起動、非常復旧、火災放送、非火災放送、通常一斉、緊急一斉、地震放送停止、放送復旧、個別選択等
	内蔵チャイム	上り4音／下り4音、ほか
	ローカルアンプ制御	緊急放送時に講堂ローカルアンプのコンセント電源制御
②	AC電源出力	AC100V 30A以上（コンセント×8以上）
	DC電源出力	DC24V（制御用）
③	入力	リモコンマイク×1以上、外部制御×10以上
	汎用出力	電話交換機からのベージング制御追加へ対応可能であること 10以上（リレー接点×5、オープンコレクタ×5）
④	スピーカー端子	20回線（200W以上／回線）
	非常制御信号	1系統以上
	電力増幅ユニット入力	4入力まで（480W／入力）
⑤	定格出力	360W（2～3台並列接続による）
	周波数特性	100Hz～15KHzの範囲を含む
	入力	0dB 2チャンネル以上
⑥	音声入力	2系統以上
	音声モニター	内蔵スピーカー1台、モニター出力1回路
⑦	音声入力	ライン5回路以上、ライン／マイク切替2回路以上
	音声出力	ライン1回路以上
	備考	⑩ラジエーターユニットを組み込むこと
⑧	充電方式	トリクル充電
	付属蓄電池	6000mAh以上×2個（WU-EB700またはNCB-600）
⑨	入力信号	シリアル信号（GPSアンテナより）
	出力信号	無電圧接点信号×2、ネットワークインターフェース×1
	付属GPSアンテナ	取付場所を受信感度を現地確認し協議にて決定
	備考	当該機器は、親時計等他システムにも使用予定